

山梨県障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

第1 目的

この障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の26、第21条の5の27、第24条の19の2において準用する第21条の5の26及び第21条の5の27、第24条の39並びに第24条の40の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 業務管理体制の整備

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、それぞれの事業ごとに、業務管理体制の整備を図るものとする。

第3 検査対象事業者

以下の①及び②に掲げる障害福祉サービス事業者以外の障害福祉サービス事業者

① 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの。指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの

・・・市町村が実施

② 当該指定に係る事業所若しくは施設（以下「指定事業所等」という。）が、二以上の都道府県の区域に所在する障害福祉サービス事業者、のぞみの園及び指定医療機関の設置者なお、上記の区分は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者のそれぞれにおいて適用する。・・・国が実施

第4 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指定事業所等の指定権限を有する市町村の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第5 検査等

1 検査

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、すべての障害福祉サービス事業者を対象に、実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者に対し実施するものとする。

2 検査等実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

① 一般検査（概ね3年に1回）

すべての事業者を対象として計画的に検査を実施することとし、毎年度実施計画を策定し、当該検査対象障害福祉サービス事業者に対し示す。

② 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合、当該障害福祉サービス事業者を検査対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、検査対象となる障害サービス事業者に対し、実施時期、検査担当職員の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する）。

(3) 一般検査の実施

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、以下の方法により定期的に検査を実施する。

① 業務管理体制の整備に係る検査調書、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、業務管理体制の整備に係る検査調書により報告を求める。

② 報告等の内容に不備が認められた場合には、当該障害福祉サービス事業者の従業者に聞き取り調査等を行い、改善を求める。

③ 上記において改善が見込まれない場合は、当該障害福祉サービス事業者へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。立ち入りは障害福祉サービス事業所等の実地指導と同時に実施することも可とする。

④ 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

(4) 特別検査の実施

① 指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者及び指定事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

② 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、別紙様式3により文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

3 行政上の措置等

(1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者対し、期限を付して文書で通知するものとする。

① 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

② 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(2) 障害福祉サービス事業者が3 (1) ②の命令に違反したときは、文書で関係市町村長に通知するものとする。

(3) 市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、求めのあった市町村長に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を関係市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

第6 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。